

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

岐阜国民年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年3月まで
昭和39年11月にそれまで勤務していた会社が倒産し、元妻に勧められて元妻と共に国民年金に加入し、保険料を納付してきた。加入して1年か2年後にA市役所から5か月未納のお知らせがあり、元妻が私と元妻の姉の保険料を一緒にA市役所へ納めたはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して1年か2年後にA市役所から未納のお知らせがあり、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料をA市役所へ納付したと主張しているが、A市役所では過年度納付についての通知及び収納の業務は行っておらず、A市役所内の出張金融機関も申立人の元妻が納付したとされる時点では存在していないなど、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年2月ごろ払い出されており、40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料が41年3月23日に一括納付されていることから、申立人がこの現年度納付を申立期間の納付と記憶違いしていると考えられる。

さらに、一緒に納めたとする申立人の元妻は申立期間が未納である上、申立人の元妻の姉も昭和36年4月から47年12月までの期間は、第2回特例納付により50年12月に国民年金保険料が納付されている。

加えて、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の元妻から国民年金の加入及び保険料納付を裏付ける証言が得られないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 415

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年9月まで

昭和50年10月ごろ町役場へ行って年金相談したところ、町役場の職員に「入籍した時からまとめて払うといいですよ」と勧められ、保険料7,700円を納付した。その際、黄土色の国民年金手帳に赤いスタンプで一括納付と押印されたことを覚えている。申立期間当時は、商店に勤めており、給料の中から保険料を支払っていたので、その金額の大きさが記憶に残っている。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和50年10月に国民年金に任意加入しているため、申立期間は未加入期間であり、任意加入の対象となる申立期間については制度上、加入手続の時点から、さかのぼって被保険者となり得ず、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない上、婚姻時から居住するA町において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和50年10月ごろ、黄土色の国民年金手帳に赤いスタンプで一括納付と押印されたと主張しているが、その当時の年金手帳はオレンジ色のものとなっており、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は国民年金保険料をまとめて払いしたのは一度だけと述べていることから、申立人が昭和51年3月31日に国民年金保険料を一括納付した申立期間直後の50年10月から51年3月までの期間と記憶違いしていると考えられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 48 年 3 月まで
成人式が終わったころ、A 区役所へ国民年金の加入手続に行った。毎月区役所の出張所や銀行で納付した記憶があり未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、成人式の終わった昭和 43 年 1 月ごろ、A 区役所で国民年金の加入手続をし、同区役所の出張所や銀行で毎月納付したと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻した昭和 49 年 6 月に払い出されており、申立期間当時は国民年金に未加入であったとみられる上、申立期間当時は 3 か月ごとに納付する方法で行われていたことから、毎月納付していたとする申立人の主張と一致しない。

また、申立期間直後の昭和 48 年度分の保険料は過年度納付されているが、その記憶は無いと述べているほか、具体的な加入手続方法及び納付についての記憶も曖昧で、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人の両親も既に他界しており、証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推定することは困難である。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、また、43年4月から47年6月までの期間及び48年12月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年3月まで
② 昭和43年4月から47年6月まで
③ 昭和48年12月から54年6月まで

国民年金保険料は、昭和42年11月から43年3月までは免除申請しており、43年4月からはA市役所B支所で納めている。当時の記憶はあまり無いが、30歳を過ぎるまで納めてないということは無い。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、会社を退職後、A市に転入した昭和42年6月ごろに同市役所B支所で加入手続を行ったと主張しているが、42年6月時点では、申立人は20歳前であり、国民年金の加入ができなかったと考えられ、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間②については、A市では、昭和45年ごろまで印紙検認方式により国民年金保険料を納付していたが、申立人は国民年金手帳に印紙が貼られていた記憶が無く、現在所持している国民年金手帳以外の手帳を受け取った記憶も無いと述べている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間②の一部は特例納付によるほか時効により国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は遡及納付そきゆうの記憶は無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間③については、申立人は、その妻が国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻も、厚生年金保険加入期間を除いて、未

加入及び未納期間となっている。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①及び②における国民年金保険料の免除申請、納付方法等についての申立人の記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立人の妻から申立期間③の保険料納付を裏付ける証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を免除及び納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、43年4月から47年6月までの期間及び48年12月から54年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで

私は、婚姻前には国民年金に加入しておらず、A市からの勸奨もあったため、婚姻後のいつごろかは記憶が定かでないが、同市役所で国民年金の加入手続をした。その際、未納期間をさかのぼって納付できる案内があり、後日、郵送された納付書により金額の覚えは無いが、20歳になった時までさかのぼって一括納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の被保険者名簿には、申立期間直後の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料の納付書を54年3月7日に発送した旨の記載が確認できるほか、51年4月から53年3月までの国民年金保険料が54年3月9日に過年度納付されている記載が認められる。

また、申立人は、一括納付したのは加入手続をした際の1回のみであるとしていることから、国民年金に加入した昭和54年3月ごろからさかのぼって過年度納付が可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る納付金額、納付書枚数、納付書の入手先等の記憶が無い上、現在所持している年金手帳以外の手帳を受け取った記憶も無いと述べているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年1月までの期間、49年1月、同年2月、50年12月から51年6月までの期間、51年10月から同年12月までの期間、52年10月から57年11月までの期間及び61年5月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年1月まで
② 昭和49年1月及び同年2月
③ 昭和50年12月から51年6月まで
④ 昭和51年10月から同年12月まで
⑤ 昭和52年10月から57年11月まで
⑥ 昭和61年5月から62年2月まで

20数年前に、国民年金に加入しなければならないと思いながら、市役所に行ったところ、年配の女性から「以前にさかのぼって加入していなかった期間を全部納めなければならない」と言われたので、私は驚いたが規則ならば従わなければならないと思い、後日、銀行でお金を下ろし全額納めた。未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20数年前にA市役所で国民年金の加入手続をした時、加入していなかった期間を納付するよう指導され、申立期間について納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月24日に払い出されており、申立人の記憶する加入手続の時期と一致するが、その時点で、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人に納付時期や納付金額を聴取しても記憶は曖昧である上、昭和63年4月から平成元年5月までの期間を同年4月28日に、昭和62年8月から63年3月までの期間を平成元年7月7日にそれぞれ一括納付していることを踏まえると、申立人は、国民年金加入手続を行った後、その時点で納付可能であった期間について、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間は、申立人が国民年金の加入手続を行った平成元年4月24日に、厚生年金保険加入期間と照合し、国民年金加入記録を整理した結果、未納期間と特定されたと考えられる。

加えて、申立人の主張する納付時期では、特例納付が実施されていない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料や関係人の証言も無いことから、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 46 年 3 月まで
20 歳の時にA市からB市C区に転入し、理容店を開業した際、区役所から連絡があったので、窓口で話を聞き国民年金に加入した。保険料は毎月集金で納付していた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 11 月にA市で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は第 2 回又は第 3 回の特例納付により納付が可能である期間であるが、申立人は国民年金保険料を毎月集金により納付したと述べており、一括納付した記憶が無い。

さらに、申立人はB市C区で理容店を 6 年又は 7 年間、開業した後、D市にある警察学校内で理容室を開業していたと記憶しており、警察学校で確認したところ、警察学校内の理容室で開業していたのは昭和 52 年 4 月であることが確認できた。このことから、申立人は 20 歳となった 38 年にB市C区に住所があったとは考え難く、同区役所で国民年金の加入、保険料納付していたとする申立人の主張は矛盾している。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで
昭和 41 年 2 月に A 市役所 B 支所に行き、国民年金に加入し、窓口で保険料の未納分をさかのぼって現金で一度に納付した。その時、夫の保険料の未納分もさかのぼって納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 41 年 2 月に A 市役所 B 支所の窓口で未納分の国民年金保険料をさかのぼって現金により一括納付したと主張しているが、A 市役所 B 支所では、過年度納付書の発行及び過年度保険料の収納業務は行っていないなど、申立人の主張に不合理な点がみられる。

また、申立人は、申立人が国民年金保険料を一括納付した際に申立人の夫の国民年金保険料もさかのぼって一緒に納付したと主張しているが、申立人の夫の申立期間を含む昭和 36 年 4 月からの国民年金保険料は 3 か月ごとに現年度納付されており、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言できる者も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月まで
父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は「生前、父親が納付したような気もするが覚えが無いと話していた」と述べており、申立人の父親の記憶は曖昧であった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 1 月 7 日時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情及び特例納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 27 日まで
A社を退職した時、脱退手当金を請求した覚えは無い。B社やC社に入社した時やその後も再三、社会保険事務所に電話で確認したが脱退手当金を受給していると言われた。自分で書類を記入した覚えも無く、脱退手当金をもらった記憶が無いので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所には、申立人の申立期間における「脱退手当金裁定請求書」及び「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」が保存されており、前者の「請求者の住所」欄には申立人しか知り得ない住所が記載されている。

また、「脱退手当金裁定請求書」の「はじめて被保険者として使用された事業所名、所在地」等の欄にはA社の社判が押印され、退職から5日後に手続されていることから、事業所に確認したところ、「当時退職する者には脱退手当金について説明していた」と回答を得た。このことを踏まえると、事業所が申立人の脱退手当金を代理請求した可能性もうかがえるが、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」には、隔地払の押印があり、送金先を示すと思われる金融機関名のメモ書きが残されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 31 日まで
私は、申立期間A社に勤務した。昭和 34 年の伊勢湾台風や天皇陛下の御成婚の事は覚えているが、脱退手当金制度があるということは聞いたことが無かった。年金問題が騒がれるようになり、同僚に確認したところ、脱退手当金を受給した人もしていない人もいた。私も退職時に脱退手当金を受給したとされているが、もらった記憶が無いので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金給付裁定時の記録照会に対する回答の記載があるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和34年12月23日に支給決定され、支給金額にも計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立事業所の退職理由は結婚であり、申立期間当時は通算年金制度創設前で、将来年金として受給しようという意思があった可能性が低く、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 28 日から 30 年 6 月 1 日まで
昭和 28 年 10 月 28 日から 30 年 5 月 31 日までA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店に勤務した。この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社C支店に勤務していたことは、職員名簿及び同僚の証言から確認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は昭和 48 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、事業を引き継いだB社に照会したところ、申立人の勤務形態は外務有給嘱託勤務であり、外務有給嘱託員の厚生年金保険の取扱い及び申立人の厚生年金保険料控除については不明と回答している。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚の中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない者もあり、厚生年金保険の被保険者となっている同僚数名から聴取したものの、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であり、聴取した同僚の中には入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致しない者もいた。

加えて、社会保険事務所が管理する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から34年5月31日まで
高校を卒業後、昭和26年4月1日から家業のA社（現在は、B社。以下同じ。）に入社した。

A社は、昭和23年6月に厚生年金保険適用事業所となっており、母親は26年8月から厚生年金保険に加入していることから、ほかの家族も含めて当然加入していると思っていたが、社会保険事務所に確認したところ、34年6月からの加入となっていた。32年4月に結婚した妻も33年1月から同社の厚生年金保険に加入しており、妻が私より先に加入するのも不自然である。私は、同社以外に勤務したことは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社の際の経緯や勤務内容の記憶は具体的であり、申立期間に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると申立期間について申立人の記録は無く、整理番号は連番となっており欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時のA社の事情を知る申立人の母親や義姉は他界しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月から27年1月まで
A社には昭和26年3月から27年3月まで続けて勤務していたのに、26年3月から27年1月まで厚生年金保険の加入記録が無いことはおかしい。給与も支給されていたにもかかわらず、空白の期間が存在するのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は平成12年3月31日付けで解散し、当時の代表者や役員も亡くなっており、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料が無い。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名をほとんど記憶しておらず、唯一記憶にある当時の運転手は既に亡くなっており、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険庁で保管されているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社または在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に聴取したものの、申立人のことをはっきりと記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。